



# 第94回 定時株主総会 招集ご通知

■ 開催日時

2019年6月21日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

■ 開催場所

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号  
ロイヤルパークホテル 3階「ロイヤルホール」  
（末尾の会場ご案内図をご参照の上、ご来場下さい。）

■ 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役11名選任の件

■ 郵送または  
インターネットによる  
議決権行使期限

2019年6月20日（木曜日）午後6時

本年より、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりました  
お土産を取り止めとさせていただきます。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 5711  
2019年5月31日

株主各位

東京都千代田区丸の内三丁目2番3号

**三菱マテリアル株式会社**

取締役社長 小野直樹

## 第94回定時株主総会 招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、お繰り合わせご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、後記の「株主総会参考書類」(5頁～26頁)をご検討の上、「議決権行使のご案内」(3頁～4頁)に従って、以下のいずれかの方法により2019年6月20日(木曜日)午後6時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

### 【書面(郵送)による議決権の行使】

同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに当社に到着するようご送付下さい。(同封の「議決権行使書面・記載面保護シール」をご利用下さい。)

### 【電磁的方法(インターネット)による議決権の行使】

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力下さい。

敬 具

おって、当日ご出席の際は、同封の議決権行使書面を会場受付へご提出下さい。

再 拝

## 記

1. 日 時 2019年6月21日(金曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号  
ロイヤルパークホテル 3階「ロイヤルホール」  
(末尾の会場ご案内図をご参照の上、ご来場下さい。)

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

1. 第94期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第94期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役11名選任の件

### 4. 当社ホームページに掲載する事項

- (1) 連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は、法令及び当社定款の定めに従い、以下の当社ホームページに掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。  
なお、監査役及び会計監査人は、連結計算書類及び計算書類として、添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表及び個別注記表も監査しております。
- (2) 万一、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の内容について修正をすべき事情が生じた場合は、以下の当社ホームページに掲載して周知いたします。  
<http://www.mmc.co.jp/corporate/ja/ir/index.html>

以 上

## 議決権行使のご案内

株主総会参考書類(5頁～26頁)をご検討の上、議決権の行使をお願い申し上げます。  
議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

### 出席



同封の議決権行使書面を会場受付にご提出下さい。  
また、第94回定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参下さい。

当日代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様1名に委任することができます。この場合は、議決権行使書面とともに代理権を証明する書面をご提出下さい。

### 郵送



議決権行使書面に賛否をご表示の上、ご投函下さい。  
**2019年6月20日(木曜日)午後6時到着分まで有効です。**  
(同封の「議決権行使書面・記載面保護シール」をご利用下さい。)

### インターネット



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社の指定する下記の議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。  
<https://evote.tr.mufg.jp/>

議決権行使期限は**2019年6月20日(木曜日)午後6時まで**となります。  
詳細は次の頁をご参照下さい。

### 議決権行使書面のご記入方法のご案内

議決権行使書面  
三葉マテリアル株式会社 御中

議案	賛	否
第1号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

議決権の数  
議決権の数に1票まで記入し、誤りありません。

お 願 い

- 株主総会ご出席の際は、この部分を切り取らないで会場受付にお持ち下さい。この部分の切り取りの方法により議決権を行使下さい。切取部分の切り取りは6月20日(木曜日)午後6時(切)迄、議決権行使書面に賛否をご表示いただき、期日までに届達するようお願い致します。
- スマートフォンで以下のQRコードを読み取る。ログイン画面が表示されます。
- 第1号議案において、賛否のいずれか一方に「賛」または「否」を「○」印を記入して下さい。尚、空欄の場合は「賛」の欄に「○」印を記入して下さい。

QRコード XXXX-XXXX-XXXX-XXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

三葉マテリアル株式会社

こちらに、各議案の賛否を○印でご表示下さい。

#### 第1号議案

- ・賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ・反対の場合：「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- ・全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ・全員反対の場合：「否」の欄に○印
- ・一部の候補者に：「賛」の欄に○印を反対される場合  
ご表示の上、反対される候補者の番号をカッコ内にご記入下さい。

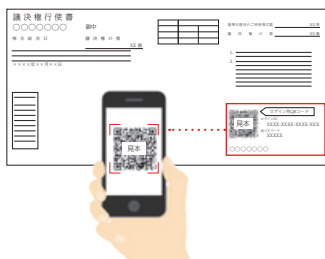
議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛の表示があるものとさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書面に記載の「ログインID・仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書面に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認下さい。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

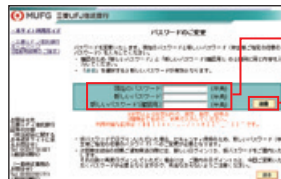
議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 パソコン・スマートフォンまたは携帯電話から、議決権行使サイトにアクセスして下さい。
- 2 議決権行使書面に記された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックして下さい。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録して下さい。



「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料・通信料等）は株主様のご負担となります。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 議決権行使書面とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行われた内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、(株)ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

● 議案及びその参考事項

第1号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、取締役会の経営監督機能の強化及び経営の透明性・公正性の向上を図るとともに、業務執行における意思決定の迅速化を進めるため、指名委員会等設置会社へ移行することといたしたいと存じます。これに伴い、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会並びに執行役に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

その他、上記の各変更に伴い、条数等の変更を行うものであります。

なお、変更案第35条（執行役の責任免除）を議案として提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第4条～第9条 (省略)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 この会社は、<u>指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、取締役会、指名委員会、監査委員会、報酬委員会、執行役及び会計監査人を置く。</u></p> <p>第5条～第10条 (現行定款第4条～第9条のとおり)</p>

(株式取扱規則)

第10条 この会社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料並びにこの会社に対する株主の権利行使についての手続き等は、法令または定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第11条～第14条 (省略)

(株主総会の招集者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が、取締役会の決議に基づいて招集する。取締役社長に差支えがあるときまたは欠員のときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

2 株主総会は、取締役社長が議長となる。取締役社長に差支えがあるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。取締役社長が欠員のときは、社長執行役員が議長となる。社長執行役員に差支えがあるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、取締役がこれに代わる。

第16条～第20条 (省略)

第4章 取締役、取締役会及び執行役員

(株式取扱規則)

第11条 この会社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料並びにこの会社に対する株主の権利行使についての手続き等は、法令または定款のほか、取締役会の決議により委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。

第12条～第15条 (現行定款第11条～第14条のとおり)

(株主総会の招集者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、予め取締役会において定めた取締役が招集する。当該取締役に差支えがあるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、予め取締役会において定めた取締役または執行役が議長となる。当該取締役または執行役に差支えがあるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役または執行役が議長となる。

第17条～第21条 (現行定款第16条～第20条のとおり)

第4章 取締役及び取締役会

(取締役及び取締役会の設置)

第21条 この会社に、取締役10名以内及び取締役会を置く。

第22条～第23条 (省略)

(代表取締役及び役付役員)

第24条 取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会の決議によって取締役社長または社長執行役員1名を定め、取締役社長は代表取締役とする。

3 (省略)

(取締役会の招集者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に差支えがあるときまたは欠員のときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に差支えがあるときまたは欠員のときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役の員数)

第22条 この会社の取締役は、15名以内とする。

第23条～第24条 (現行定款第22条～第23条のとおり)

(取締役会長)

第25条 (削除)

(削除)

(現行定款第24条第3項のとおり)

(取締役会の招集者及び議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、予め取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に差支えがあるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。



(取締役会の決議及び議事録)

第27条 (省略)

2 取締役会の議事については、法令の定めに従い議事録を作成し、出席した取締役及び監査役が記名捺印または電子署名する。

3 (省略)

(代表取締役の業務執行)

第28条 代表取締役は、取締役会の決定に基づいて、この会社の業務を執行する。但し、日常の業務はこれを専行する。

(執行役員)

第30条 取締役会の決議によって執行役員を定め、業務を執行させることができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第31条 この会社に、監査役5名以内及び監査役会を置く。

(監査役の選任方法)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(取締役会の決議及び議事録)

第28条 (現行定款第27条第1項のとおり)

2 取締役会の議事については、法令の定めに従い議事録を作成し、出席した取締役が記名捺印または電子署名する。

(現行定款第27条第3項のとおり)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

## (監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年 (削除)

以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の (削除)

補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 会社法第329条第3項の定めによ (削除)

り選任された補欠の監査役の選任決議の有効期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

## (常勤監査役)

第34条 この会社に、常勤監査役1名 (削除)

以上を置く。

2 監査役会は、監査役の中から常勤監 (削除)

査役を選定する。

## (監査役会の権限)

第35条 監査役会は、すべての監査役 (削除)

で組織し、法令に定める権限を有するほか、その決議によって監査役の職務の執行に関する事項を決定することができる。但し、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

(監査役会の招集者及び議長)

第36条 監査役会は、予め招集者を定めることができる。但し、他の監査役が招集することを妨げない。

(削除)

2 監査役会は、前項の招集者が議長となる。

(削除)

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、会日の4日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

(削除)

2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(削除)

(監査役会の決議及び議事録)

第38条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

(削除)

2 監査役会の議事については、法令の定めに従い議事録を作成し、出席した監査役が記名捺印または電子署名する。

(削除)

(監査役の責任免除)

第39条 この会社は、会社法第426条第1項の定めにより、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(削除)

2 この会社は、会社法第427条第1項の定めにより、監査役との間に、損害賠償責任の限度を、法令に定める額とする契約を締結することができる。

(削除)

(新設)

## 第5章 委員会

(新設)

(各委員の選定方法)

第30条 この会社の指名委員会、監査委員会、報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。

(新設)

(各委員会規定)

第31条 各委員会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める各委員会規定による。

(新設)

## 第6章 執行役

(新設)

(執行役の選任)

第32条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(新設)

(執行役の任期)

第33条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。

(新設)

(代表執行役及び役付執行役)

第34条 この会社は取締役会の決議によって、代表執行役を選定する。

(新設)

2 取締役会は、その決議によって、執行役社長1名を選定し、執行役副社長、執行役専務、執行役常務各若干名を選定することができる。

(新設)

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第40条 この会社に、会計監査人を置く。

第41条～第42条 (省略)

## 第7章 計 算

第43条～第46条 (省略)

(新設)

(新設)

(執行役の責任免除)

第35条 この会社は、会社法第426条

第1項の定めにより、執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

## 第7章 会計監査人

(削除)

第36条～第37条 (現行定款第41条～第42条のとおり)

## 第8章 計 算

第38条～第41条 (現行定款第43条～第46条のとおり)

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 この会社は、第94回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

## 第2号議案

## 取締役11名選任の件

当社は、第1号議案（定款一部変更の件）が原案どおり承認可決されますと、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行いたします。それに伴い、本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）及び監査役全員（5名）は、任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	
1	たけうち あきら 竹内 章	取締役会長	再任
2	おの なおき 小野 直樹	取締役社長 (全般統理)	再任
3	しば た まこと 柴田 周	取締役 常務執行役員・経営戦略本部長 (関連事業関係担当)	再任
4	くぼ た ひろし 久保 田博	常勤監査役	新任
5	ふくい そういち 福井 総一	常勤監査役	新任
社外取締役候補者			
6	とく のう まり こ 得能 摩利子	取締役	独立役員 再任
7	わた なべ ひろし 渡辺 博史	取締役	独立役員 再任
8	すぎ ひかる 杉 光	取締役	独立役員 再任
9	さとう ひろし 佐藤 弘志	常勤監査役	独立役員 新任
10	かさ い なおと 笠井 直人	監査役	独立役員 新任
11	わか ばやし たつ お 若林 辰雄	監査役	独立役員 新任

たけ うち  
**竹内**

あきら  
**章** (1954年12月4日生)

再 任



#### 〈略歴及び当社における地位〉

1977年 4月 当社入社  
2009年 6月 常務取締役  
2014年 4月 取締役副社長  
2015年 4月 取締役社長  
2018年 6月 取締役会長 (現)

#### 〈所有する当社の株式数〉

16,147株

1

#### 〈取締役会の出席回数及び出席率〉 (2018年度)

17回 / 17回 (100%)

#### 〈取締役候補者とした理由〉

竹内章氏は、これまで主に総務・人事関係の部署に在籍し、総務部門長や法務部門長を歴任。2009年の常務取締役就任後は、広報・総務・環境・人事・安全衛生・関連事業関係等の担当役員を経て、2015年4月に取締役社長、2018年6月には取締役会長に就任。

当社グループ体制の中核となる数多くの海外事業展開や国内事業再編等を推進し、事業基盤の強化を図ってきた実績を有するとともに、取締役会長就任後は当社グループのガバナンス強化に係る指導、監督、支援及び助言を行う等、当社事業・業務に関する豊富な知識・経験と会社経営に関する見識を有しており、取締役会の機能強化が期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。

おの なお き  
小野 直樹 (1957年1月14日生)

再 任



〈略歴及び当社における地位〉

- 1979年 4月 三菱鉱業セメント(株)入社
- 2014年 4月 当社常務執行役員・  
セメント事業カンパニー プレジデント
- 2014年 6月 常務取締役・  
セメント事業カンパニー プレジデント
- 2016年 4月 取締役副社長・  
セメント事業カンパニー プレジデント
- 2016年 6月 取締役 副社長執行役員・  
セメント事業カンパニー プレジデント
- 2017年 4月 取締役 副社長執行役員・  
経営戦略本部長
- 2018年 6月 取締役社長 (現)

〈所有する当社の株式数〉

11,083株

〈担当〉

全般統理

〈取締役会の出席回数及び出席率〉 (2018年度)

17回/17回 (100%)

〈取締役候補者とした理由〉

小野直樹氏は、これまで主にセメント事業関係の部署に在籍し、東谷鉱山長や米国三菱セメント社の副会長等を歴任。2014年の常務取締役就任後は、セメント事業カンパニー プレジデント、経営戦略本部長を経て、2018年6月に取締役社長に就任。

当社グループにおける品質問題の発生後に、対策本部長として強力なリーダーシップを発揮し、安全性確認、原因究明及び再発防止策策定等、当該問題の解決に取り組み、取締役社長就任後は当社グループのガバナンス体制強化策を迅速かつ確実に推進し経営改革を進める等、当社事業・業務に関する豊富な知識・経験を有しており、取締役会の機能強化が期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。





〈略歴及び当社における地位〉

- 1984年 4月 当社入社
- 2013年 4月 資源・リサイクル事業本部  
エネルギー事業部長
- 2016年 4月 執行役員・  
環境・エネルギー事業本部長
- 2017年 4月 常務執行役員・総務統括本部長
- 2018年 4月 常務執行役員・ガバナンス統括本部長
- 2018年 6月 取締役 常務執行役員・  
ガバナンス統括本部長
- 2019年 4月 取締役 常務執行役員・  
経営戦略本部長 (現)

〈所有する当社の株式数〉

2,835株

〈担当〉

関連事業関係担当

〈重要な兼職の状況〉

(株)マテリアルファイナンス  
取締役社長

〈取締役会の出席回数及び出席率〉 (2018年度)

13回/13回 (100%)

〈取締役候補者とした理由〉

柴田周氏は、これまで主に原子力及び経営企画関係の部署に在籍し、資源・リサイクル事業本部企画管理部長、環境・エネルギー事業本部長等を歴任。2017年の常務執行役員就任を経て、2018年6月に取締役 常務執行役員に就任。

総務統括本部長としてグループ全体のコミュニケーションの活性化や多様な働き方を支援する制度を整備し、2018年4月以降は、ガバナンス統括本部長として現場との対話を重視しつつ、当社グループのガバナンス体制強化策全般を主導する等、当社事業・業務に関する豊富な知識・経験を有しており、取締役会の機能強化が期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。

くぼた ひろし  
久保田 博 (1958年11月23日生)

新 任



### 〈略歴及び当社における地位〉

1981年 4月 三菱鉱業セメント(株)入社  
2014年 4月 当社フェロー・経営監査部長  
2016年 6月 常勤監査役 (現)

### 〈所有する当社の株式数〉

2,698株

### 〈取締役会の出席回数及び出席率〉 (2018年度)

17回／17回 (100%)

### 〈監査役会の出席回数及び出席率〉 (2018年度)

17回／17回 (100%)

### 〈取締役候補者とした理由〉

久保田博氏は、これまで主に経理・財務関係の部署に在籍し、米国三菱セメント社や東南アジア事業支援センター（現三菱マテリアルSEA社）にも勤務。経営監査部長等を歴任し、2016年6月に常勤監査役に就任。

内部監査部門の長として培った知見を活かしつつ、監査役監査の実効性強化策を立案・実行し、グループ各社監査役や内部監査部門との連携強化を図る等の実績を有するとともに、当社事業・業務に関する豊富な知識・経験と財務・会計に関する専門的見識を有しており、取締役会の機能強化が期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。

ふく い そう いち

**福井 総一** (1956年10月29日生)

新 任



〈略歴及び当社における地位〉

1983年 4月 当社入社  
2014年 4月 執行役員・  
電子材料事業カンパニー バイスプレジデント  
2015年 4月 常務執行役員・  
電子材料事業カンパニー プレジデント  
2017年 4月 顧問  
2017年 6月 常勤監査役 (現)

〈所有する当社の株式数〉

3,055株

5

〈取締役会の出席回数及び出席率〉 (2018年度)

17回／17回 (100%)

〈監査役会の出席回数及び出席率〉 (2018年度)

17回／17回 (100%)

〈取締役候補者とした理由〉

福井総一氏は、これまで主に電子材料事業関係の部署に在籍し、三田工場長や電子材料事業カンパニー プレジデント等を歴任。2015年の常務執行役員就任を経て、2017年6月に常勤監査役に就任。

事業部門の長として培った知見を活かしつつ、監査役監査の実効性強化策を立案・実行し、グループ各社監査役や内部監査部門との連携強化を図る等の実績を有するとともに、当事業・業務に関する豊富な知識・経験を有しており、取締役会の機能強化が期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。

社外取締役候補者

とく のう まり こ  
**得能 摩利子** (1954年10月6日生)

独立役員

再 任



〈略歴及び当社における地位〉

- 1994年 1月 ルイ・ヴィトン・ジャパン(株)  
(現ルイ・ヴィトンジャパン(株)) 入社
- 2002年 4月 同社シニアディレクター・セールス  
アドミニストレーション
- 2004年 3月 ティファニー・アンド・カンパニー・  
ジャパン・インク ヴァイスプレジデント
- 2010年 8月 クリスチャン・ディオール(株)  
代表取締役社長
- 2013年 9月 フェラガモ・ジャパン(株)  
代表取締役社長兼CEO (2016年9月退任)
- 2016年 6月 当社取締役 (現)

〈所有する当社の株式数〉

1,282株

〈重要な兼職の状況〉

(株)ハピネット 社外取締役  
 ヤマトホールディングス(株)  
 社外取締役

6

〈取締役会の出席回数及び出席率〉 (2018年度)

17回/17回 (100%)

〈社外取締役候補者とした理由等〉

得能摩利子氏は、国際的大手企業の日本法人における経営者としての豊富な経験から、グローバルな視点での企業戦略及び経営全般に関する見識を有しており、社外取締役として経営の監視や適切な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

〈兼職先との取引関係等〉

- (1) 当社と(株)ハピネットとの間に取引関係はありません。
- (2) 当社とヤマトホールディングス(株)との間に取引関係はありません。当社は、同社の特定子会社であるヤマト運輸(株)等との間に製品輸送委託等の取引関係がありますが、その取引額は当社の連結売上高の1%未満であります。

## 社外取締役候補者

わた なべ ひろ し  
**渡辺 博史** (1949年6月26日生)

独立役員

再 任



### 〈略歴及び当社における地位〉

1972年 4月 大蔵省（現財務省）入省  
1998年 7月 同省大臣官房審議官  
同省大臣秘書官  
2001年 7月 同省大臣官房審議官  
2002年 7月 同省国際局次長  
2003年 1月 同省国際局長  
2004年 7月 同省財務官  
2007年 7月 同省顧問  
2007年10月 公益財団法人国際金融情報センター 顧問  
2008年 4月 一橋大学大学院商学研究科 教授  
2008年10月 (株)日本政策金融公庫 代表取締役副総裁  
2012年 4月 (株)国際協力銀行 代表取締役副総裁  
2013年12月 同社代表取締役総裁（2016年6月退任）  
2016年10月 公益財団法人国際通貨研究所 理事長（現）  
2017年 6月 当社取締役（現）

### 〈所有する当社の株式数〉

1,256株

### 〈重要な兼職の状況〉

公益財団法人国際通貨研究所  
理事長

### 〈取締役会の出席回数及び出席率〉（2018年度）

17回／17回（100%）

### 〈社外取締役候補者とした理由等〉

渡辺博史氏は、財務省の要職及び政府系金融機関の経営者を歴任された経験から、国内外の金融・経済及び経営全般に関する見識を有しており、社外取締役として経営の監視や適切な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

### 〈兼職先との取引関係等〉

当社と公益財団法人国際通貨研究所との間に取引関係はありません。

社外取締役候補者

すぎ  
杉

ひかる  
光 (1950年5月1日生)

独立役員

再 任



〈略歴及び当社における地位〉

- 1974年 4月 日本電装(株) (現(株)デンソー) 入社
- 2002年 6月 同社取締役・冷暖房事業部長
- 2004年 6月 同社常務役員・冷暖房事業部長
- 2005年 6月 同社常務役員・熱機器事業本部長
- 2008年 6月 同社専務取締役・技術開発センター長
- 2011年 6月 同社専務取締役  
デンソー・インターナショナル・アメリカ(株)  
社長兼CEO
- 2013年 6月 (株)デンソー 取締役副社長  
デンソー・インターナショナル・アメリカ(株)  
社長兼CEO
- 2014年 6月 (株)デンソー 顧問技監
- 2016年 6月 同社顧問 (2017年6月退任)
- 2018年 6月 当社取締役 (現)

〈所有する当社の株式数〉

1,646株

〈取締役会の出席回数及び出席率〉 (2018年度)

13回/13回 (100%)

〈社外取締役候補者とした理由等〉

杉光氏は、開発、設計、生産工程における豊富な技術的知見を有するとともに、世界的に事業を展開するメーカーの経営者としての経験から、グローバルな視点での企業戦略及び経営全般に関する見識を有しており、社外取締役として経営の監視や適切な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

〈兼職先との取引関係等〉

当社は、(株)デンソーとの間に電気銅の販売等の取引関係がありますが、その取引額は当社の連結売上高の1%未満であります。

## 社外取締役候補者

佐藤 弘志 (1958年1月2日生)

独立役員

新任



### 〈略歴及び当社における地位〉

1980年 4月 (株)三菱銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入社  
2007年 6月 同社執行役員・融資部長  
2008年 4月 同社執行役員・本部賛事役  
2008年 6月 同社常勤監査役  
2011年 6月 三菱製鋼(株) 常務取締役 (2017年6月退任)  
2017年 6月 当社常勤監査役 (現)

### 〈所有する当社の株式数〉

628株

### 〈取締役会の出席回数及び出席率〉 (2018年度)

17回/17回 (100%)

### 〈監査役会の出席回数及び出席率〉 (2018年度)

17回/17回 (100%)

### 〈社外取締役候補者とした理由等〉

佐藤弘志氏は、金融機関の監査役及びメーカーの経営者としての経験により、財務・会計及び経営全般に関する見識を有するとともに、2017年6月以降、社外監査役として当社グループの監査全般に携わっており、今後は社外取締役として経営の監視や適切な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。また、同氏の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

### 〈兼職先との取引関係等〉

当社は、三菱製鋼(株)との間に原材料の購入等の取引関係がありますが、その取引額は当社の連結売上高の1%未満であります。

社外取締役候補者

かさ い なお と  
**笠井 直人** (1962年11月17日生)

独立役員

新任



〈略歴及び当社における地位〉

1990年 4月 弁護士登録  
 柏木総合法律事務所入所  
 1995年 4月 笠井総合法律事務所入所  
 2006年 1月 笠井総合法律事務所 代表弁護士 (現)  
 2010年 4月 第二東京弁護士会 副会長  
 2014年 6月 当社監査役 (非常勤) (現)  
 2018年 4月 第二東京弁護士会 会長 (2019年3月退任)  
 日本弁護士連合会 副会長 (2019年3月退任)

〈所有する当社の株式数〉  
 0株

〈重要な兼職の状況〉  
 笠井総合法律事務所  
 代表弁護士

〈取締役会の出席回数及び出席率〉 (2018年度)

16回／17回 (94%)

〈監査役会の出席回数及び出席率〉 (2018年度)

16回／17回 (94%)

〈社外取締役候補者とした理由等〉

笠井直人氏は、弁護士としての長年の経験から、法律知識に基づいた幅広い見識を有するとともに、2014年6月以降、社外監査役として当社グループの監査全般に携わっており、今後は社外取締役として経営の監視や適切な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、企業法務の実務経験が豊富であり、企業経営に関する十分な見識を有していることから、社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。

〈兼職先との取引関係等〉

- (1) 当社と笠井総合法律事務所との間に取引関係はありません。
- (2) 当社と第二東京弁護士会との間に取引関係はありません。
- (3) 当社と日本弁護士連合会との間に取引関係はありません。



## 社外取締役候補者

わか ばやし たつ お  
**若林 辰雄** (1952年9月29日生)

独立役員

新任



### 〈略歴及び当社における地位〉

1977年 4月 三菱信託銀行(株) (現三菱UFJ信託銀行(株)) 入社  
2008年 6月 同社常務取締役  
2009年 6月 同社専務取締役  
2010年 6月 同社専務取締役・受託財産部門長  
兼(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ  
常務執行役員・受託財産連結事業本部長  
2011年 6月 三菱UFJ信託銀行(株) 専務取締役  
兼(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役  
2012年 4月 三菱UFJ信託銀行(株) 取締役社長  
兼(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役  
2013年 4月 三菱UFJ信託銀行(株) 取締役社長  
兼(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ  
取締役副会長  
2013年12月 三菱UFJ信託銀行(株) 取締役社長兼取締役会長  
兼(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ  
取締役副会長  
2015年 6月 三菱UFJ信託銀行(株) 取締役社長兼取締役会長  
兼(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ  
取締役 代表執行役副会長  
2016年 4月 三菱UFJ信託銀行(株) 取締役会長  
兼(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役  
2016年 6月 三菱UFJ信託銀行(株) 取締役会長 (現)  
2018年 6月 当社監査役 (非常勤) (現)

### 〈所有する当社の株式数〉

0株

### 〈重要な兼職の状況〉

三菱UFJ信託銀行(株)  
取締役会長  
三菱倉庫(株) 社外取締役

〈取締役会の出席回数及び出席率〉 〈監査役会の出席回数及び出席率〉 (2018年度)  
13回/13回 (100%) 14回/14回 (100%)

### 〈社外取締役候補者とした理由等〉

若林辰雄氏は、金融機関の経営者としての豊富な経験から、財務・会計及び経営全般に関する見識を有するとともに、2018年6月以降、社外監査役として当社グループの監査全般に携わっており、今後は社外取締役として経営の監視や適切な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。また、同氏の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

### 〈兼職先との取引関係等〉

- (1) 当社は、三菱UFJ信託銀行(株)との間に年金資産の運用委託等の取引関係がありますが、その取引額は当社の連結売上高の2%未満であります。また、同社からの資金の借入はありません。
- (2) 若林辰雄氏は、2019年6月27日開催予定の三菱倉庫(株)定時株主総会の承認をもって同社の社外取締役に就任する予定であります。
- (3) 当社は、三菱倉庫(株)との間に製品輸送委託等の取引関係がありますが、その取引額は当社の連結売上高の1%未満であります。

- 注1：各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 注2：各候補者の所有する当社の株式数には、三菱マテリアル役員持株会における本人の持分数を含めております。
- 注3：得能摩利子、渡辺博史、杉光、佐藤弘志、笠井直人、若林辰雄の各氏は、社外取締役候補者であります。
- 注4：取締役会については、各候補者の取締役会の出席回数及び出席率において記載している開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条第3項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回、会社法第372条第1項の規定に基づく取締役及び監査役への通知が1回ありました。
- 注5：柴田周、杉光の両氏の取締役会の出席回数及び出席率につきましては、2018年6月22日の取締役就任後に開催された取締役会を対象としております。
- 注6：久保田博、福井総一、佐藤弘志、笠井直人、若林辰雄の各氏は、現在当社の監査役であり、監査役として出席した取締役会及び監査役会の出席回数並びに出席率を記載しております。なお、若林辰雄氏につきましては、2018年6月22日の監査役就任後に開催された取締役会及び監査役会を対象としております。
- 注7：当社は、会社法第427条第1項の定めにより、定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間で損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。これにより、当社は、取締役得能摩利子、渡辺博史、杉光の各氏及び監査役久保田博、福井総一、佐藤弘志、笠井直人、若林辰雄の各氏との間で、責任限定契約を締結しておりますが、その内容の概要は、以下のとおりであります。なお、本議案が承認可決され、得能摩利子、渡辺博史、杉光の各氏が取締役に就任した場合、当該責任限定契約は、引き続き効力を有するものとしております。また、竹内章、久保田博、福井総一、佐藤弘志、笠井直人、若林辰雄の各氏が取締役に就任した場合には各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- ・会社法第423条第1項の責任について、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役が職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は、当該取締役及び監査役を免責する。
- 注8：当社は、得能摩利子、渡辺博史、杉光、佐藤弘志、笠井直人、若林辰雄の各氏を、(株)東京証券取引所の規定に基づく独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員）として、同取引所に届け出ております。
- 注9：得能摩利子、渡辺博史、佐藤弘志、笠井直人の各氏が当社の社外取締役または社外監査役として在任中、当社の連結子会社である三菱電線工業(株)、三菱伸銅(株)、三菱アルミニウム(株)、立花金属工業(株)及び(株)ダイヤメットにおいて、データの書き換え等の不適切な行為によりお客様の規格値または社内仕様値を逸脱した製品を出荷した事案が判明しました。また、当社直島製錬所において銅スラグ骨材のJIS認証の取消し処分を受けました。
- 各氏は、各事案が判明するまで、各事案を認識しておりませんでした。日頃から当社取締役会等においてガバナンス体制強化の視点に立った発言を行ってまいりました。各事案の判明後は、事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策についての提言を行いました。当社グループのガバナンス体制強化策等の策定後は、その進捗状況を監督するとともに、課題等について取締役会に必要な助言・提言を行うなど、ガバナンス体制の更なる強化に努めております。

注10：得能摩利子氏は、2017年6月よりヤマトホールディングス(株)の社外取締役役に就任し現在に至っておりますが、同社連結子会社であるヤマトホームコンビニエンス(株)において、法人の顧客の社員向け引越サービスで約款に反した不適切な請求があり、2019年1月、国土交通省より行政処分及び事業改善命令を受けました。

同氏は、当該事実の判明まで、当該事実を認識しておりませんでした。同社の社外取締役として平素から法令遵守やコンプライアンスの観点から積極的な発言を行っており、当該事実の判明後は、同社取締役会において原因の追究、法令遵守の徹底、ガバナンスの強化に向けた助言を行う等、その職責を適切に果たしております。

注11：本議案が承認可決された場合、各委員会の構成を次のとおりとする予定であります。

指名委員会：得能摩利子（委員長）、杉光、若林辰雄、竹内章、小野直樹

監査委員会：佐藤弘志（委員長）、渡辺博史、笠井直人、久保田博、福井総一

報酬委員会：若林辰雄（委員長）、得能摩利子、杉光、竹内章、小野直樹

以 上

## 第94回 定時株主総会 会場ご案内図

会場 **ロイヤルパークホテル 3階「ロイヤルホール」**  
 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号 TEL.03-3667-1111(代)



交通	東京メトロ	<b>水天宮前駅</b> (半蔵門線) <b>人形町駅</b> (日比谷線)	<b>4番出口直結</b> <b>A2出口より 徒歩約7分</b>
	都営地下鉄	<b>人形町駅</b> (浅草線)	<b>A3出口より 徒歩約9分</b>

※人形町駅「A1出口」は、工事のため閉鎖されておりますので、ご注意ください。  
 ※お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

本年より、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産を取り止めとさせていただきます。  
 何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。